

市第 200 号議案 横浜市保健所及び福祉保健センター条例の一部改正

1 提案理由

食品の多くには現在「食品表示法」に基づき表示が義務付けられています。表示は項目や内容により、品質事項、保健事項及び衛生事項に分けられ、平成 26 年度まではそれぞれ「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（いわゆる JAS 法）、「健康増進法」及び「食品衛生法」で規定されていました。

保健事項及び衛生事項は従来から本市保健所で所管していますが、平成 28 年 4 月 1 日に一部施行される「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる第四次地方分権一括法）により、現在県の所管である品質事項が本市に移管されることになりました。

食品への表示という特性上、品質事項も保健所で所管することが効率的と考えますが、保健所業務は「横浜市保健所及び福祉保健センター条例」（以下「条例」といいます）により地域保健法に定める事務に限定されているため、この事務に当たらない品質事項を保健所で所管できるよう条例を改正します。

2 改正案の内容

現 状

28 年度以降

品質事項

産地、原材料表示など

地域保健法に定める事務に当たらない

★保健所で所管できない

保健事項

栄養成分表示など

衛生事項

添加物、アレルギー物質表示など

地域保健法に定める事務

★保健所で所管できる

条例改正

条例に「市長が必要と認める事務」を追加します。

品質事項

地域保健法に定める事務に当たらない

保健事項

衛生事項

地域保健法に定める事務

★保健所で事務を所管できる

表示ラベル例（梅干し）

品質事項

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）由来

保健事項（健康増進法由来）

衛生事項（食品衛生法由来）



<u>名 称</u>	調味梅干し
<u>原 材 料 名</u>	梅、しそ、かつおぶし、漬け原材料（食塩、アミノ酸塩、しょうゆ、たん白加水分解物（小麦を含む））、調味料（アミノ酸等）、酸味料、甘味料（ステビア）、赤キャベツ色素、シソ色素
<u>原 料 原 産 地</u>	群馬県
<u>内 容 量</u>	200g
<u>賞 味 期 限</u>	2016. 3. 1
<u>保 存 方 法</u>	直射日光、高温多湿を避けて保存してください
<u>製 造 者</u>	〇〇株式会社 横浜市〇〇区〇町 1-1

アレルギー物質

添加物

栄養成分表示（100g 当たり）

エネルギー	96 kcal	炭水化物	21.1 g
たんぱく質	1.5 g	食塩相当量	7.6 g
脂質	0.6 g		

3 「横浜市保健所及び福祉保健センター条例」新旧対照表

現行	改正案
(保健所の事務) 第2条 保健所は、地域保健法第6条及び第7条に定める事務をつかさどる。	(保健所の事務) 第2条 保健所は、地域保健法第6条及び第7条に定める事務のほか、市長が必要と認める事務をつかさどる。

4 条例の施行予定日

平成 28 年 4 月 1 日